

議 事 録

件 名	第26回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議
日 時	平成26年 5月30日（金）午後6時30分から
場 所	登別市民会館2階 小会議室
会議内容 （質問等）	<p>○会長挨拶及び新任委員の紹介</p> <p>会 長： 皆さんどうもお晩でございます。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。だいぶ久しぶりになりましたが第26回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議を始めたいと思います。前回は2月の末で、それ以来となりますね。年度替わりで皆さんいろいろと忙しく、私もいろんな事を抱えておまして、このように時間が空きました。ここまで来るにあたりましては、B委員と私と事務局でリーダー会議を10回程度重ね、皆さんの意見をまとめ、復習しながらここにある解説書のとおりまとめてきましたので、出来れば今日はこれを最後まで見ていただいて、その後で残っております、第3条（基本理念）の第5項について皆様のご意見を伺いたいと思っています。一度最後までやって行きたいと思っておりますので、皆さんよろしく願いいたします。それから会議を始めるにあたりまして、年度をまたいだ事から、校長会を代表する方がH委員からE委員にかわりましたので、まずは自己紹介をお願いいたします。</p> <p>E 委 員： Eと申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>会 長： ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>○資料の説明と質疑応答【条例案の変更及び解説について】</p> <p>会 長： それでは会議を始めたいと思います。皆様のお手元に資料が2つありますね。まずは第1章の解説書を確認して行きたいと思います。事務局の方で直したところを説明してもらいます。</p> <p>事 務 局： まずは、2ページの前文のところ、「多くの山」という表現を「多くの山々」にした方が良いのでは、という意見がでたのですが、これを条文では「鷲別岳などの山々」となっておりますので、それに合わせて「鷲別岳などの山々」としました。</p> <p>会 長： これは、条文と解説文の表現が違っているの、条文に合わせた、という事ですね。これは特に問題ありませんね。次に4ページですが、これは条文には</p>

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>「建築基準法第2条第1号」と書いてあるだけなので、これでは分かりづらいから、解説として青字で具体的に条文を記載したという事ですね。これは必要最小限の内容を記載したという事ですね。</p> <p>事務局： 各法令の条文をそのまま記載しました。</p> <p>会長： これを更に分かりやすく解説するとなると、大変な事になるのですね。この部分についてはこれでよろしいでしょうか。引き続いて、7ページの第6条（市の責務）についてですね。これは、「総合的に推進する」とありますが総合的という表現がわかりづらいという事で、これは「市の責務」ということもあり事務局と話し合い、その結果、「景観・みどりづくりを総合的に推進するために」という部分を削除して、赤字で書かれている「この条例の目的を達成するため、景観・みどりづくりに関し」と直しました。解説についてもご覧のとおり作成しましたので、事務局に読んでいただきます。</p> <p>事務局： 【解説】第6条 市の責務 この条例は、市民、市及び事業者が協働で、良好な景観と豊かなみどりを守り育て、新たにつくり、次代へ継承していくことを目的としていますが、この目的を達成するため、市は良好な景観と豊かなみどりづくりに関して必要な施策を策定し、この施策を実施しなければならないことを定めています。</p> <p>会長： よろしいですね。それでは、引き続きまして8ページ第9条（基本計画の策定）の第2項が削除された形となっております。これは、下の方の関連計画との関係図に書いているとおりで、基本計画と都市計画マスタープランと整合を図るのは、第2項まで設けて記載するまでもないという事ですね。解説修正案を事務局の方で読んでいただけますか。</p> <p>事務局： 【解説】第9条 基本計画の策定 市長は、景観・みどりづくりを総合的かつ計画的に推進するため、登別市景観形成基本計画（美しい景観の創造に関する基本計画）及び登別しみどりの基本計画（緑地の保全と緑化の推進に関する基本計画）を策定しなければならないことを定めています。 これらの計画は、市民参加のもと、平成15年に策定していますが、必要に応じ、見直しをしていかなければなりません。</p> <p>会長： そういう事ですので、この関連計画との関係図と照らし合わせながら確認していただくという事になりました。よろしいでしょうか。これで前回まで確認した第1章が終わりました。引き続き第2章に進みます。リーダー会議で皆様の意見をまとめ、資料を作ってきました。まずは2ページの第2章の登別市景観・みどり審議会等、第16条（審議会の設置）ですね。条文は変更ありませんね。それでは、解説を読んで下さい。</p> <p>事務局： 【解説】第16条 基本計画の策定 この条例の大きな特徴として、本条の「登別市景観・みどり審議会」と次条</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>の「登別市景観・みどり推進会議」の2つの組織の存在があります。この2つの両輪が上手く噛み合うことで、この条例の適切な運用が図られ、良好な景観と豊かなみどりが守り育てられるものと考えています。</p> <p>審議会は、景観やみどりに関する重要事項を調査審議するための機関です。</p> <p>審議会は、市長が委嘱した12名以内の委員で組織することとしています。市長が必要であると認めるときには臨時の委員を置くことができることや、特に専門的な事項について調査審議するときには専門部会を置くことができるなど、その組織や任期などについて定めています。</p> <p>会 長： 第16条第1項から第6項まで、必要な部分はこの解説に網羅されていますでしょうか。第17条に推進会議について出てきますが、審議会と推進会議が両輪ということですか。よろしければ第17条に進みます。</p> <p>事 務 局： 【解説】第17条 推進会議の設置</p> <p>推進会議は、この条例や規則で定める事項やそれ以外の景観・みどりに関する事項などについて調査研究し、市長に提案することができる機関であるとともに、景観・みどりに関する実践活動をその推進役として市民とともに行う機関でもあります。</p> <p>また、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めることとしています。</p> <p>会 長： この条文の第4項は線を引いた部分を、赤字の文言に修正するのですね。これは、リーダー会議でこのように修正したのですね。</p> <p>B 委 員： 推進会議の性格付けはですねこれから規則で作られて行くのでしょうか、素案を見る限りにおいては、推進会議は知恵を出すだけではなくて、汗もかく・実践もやる、という意味合いにとれるのではないかなという事で、その部分が第4項で述べられているのではないかと思うのですよね。「市民とともに推進活動をしなければならない」という部分が、主に汗をかくという事を意味しているのではないかという事と、「市民とともに」を「市民等とともに」としたいということだったと思います。</p> <p>会 長： 「市民等」に直したのは、「市民」だと事業所だとか関係する団体が入らないので「等」を加えたのですよね。実践活動も行いながら推進するという意味で「実践活動も行うよう、努めなければなりません。」としたのです。推進会議自体が第1項で、「推進する活動を行うため、推進会議を設置します。」とあるので推進する母体であり、なおかつ実践部隊でもあります。それで解説が「景観・みどりづくりに関する実践活動をその推進役として市民とともに行う機関でもあります。」という事になります。</p> <p>G 委 員： 実践活動というのは、例えばどのような事があるのでしょうか。</p> <p>会 長： 植樹祭などを行った時に、推進会議も一緒に行うなどが考えられると思いますが、何か他にイメージできるものはありますか。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>事務局： F委員、実践活動をイメージできるものとして、三角地帯[幌別町の国道36号と旧国道とJR室蘭線に囲まれた区域]で緑化推進協議会のメンバーで実践活動として植栽やその後の管理をやっていましたが、あれも一つの例となると思いますけど。</p> <p>F委員： あの時には海岸線の緑化というのを考えて、どのような樹種だったら潮風に耐えて育つかというのを実験的にやったのですよね。ですから、あの成果というのは、こういうものだったら潮風に耐えられますよ、というある程度の資料はできたので、市民に教える事は出来るだろうし、もし何か作業するといったら一緒にやりましょうとか、コンテナ栽培もやりましたから、このような事の手伝いや助言をする事も、市民とともに推進活動をする事ではないかと思いますが、どうでしょうか。実際に作業もあるかもしれませんが、先ほど知恵と汗と言っておりましたが、知恵を授けて場合によっては汗もかく、というふうに捉えてはどうでしょうか。</p> <p>会長： 審議会と両輪という事で、審議会は良いとか悪いとか判断する組織であって、推進会議は実践活動の部分を市民と一緒にやって行くものだという意味合いを入れて解説としました。それでは引き続き第3章に進みます。この条例は表題にもありますように、「景観とみどりの条例」という事で、自然ではなくみどりと言った方が良いと思うので、「景観とみどり」という事ですべてを統一させていただいたということです。</p> <p>事務局： 景観の中には自然景観と人工的な景観があるという事で、自然景観も景観の中にふくまれますので、「景観・自然」を「景観・みどり」にしたらどうだろうかというのがリーダー会議で話し合った結果ですね。</p> <p>会長： 景観の中には自然景観も含まれるという事ですね。よろしいでしょうか。第2項は景観・みどり遺産の指定にあたっては、区域を定めなければいけないでしょうということで、加えることとしました。それから第8項の「朽ち果てるなど」という表現はあえて必要ないということで削除しました。その他の条文はそのまま、解説は文章だけでは分かりにくいので、フロー図を作りました。市民は推進会議に提案します。市長に直接提案するのではなく、推進会議で一度受けてその中で検討し、市長に提案する事になります。提案を受けた市長は審議会の意見を聞いて、所有者等の同意を得て景観・みどり遺産の指定を行う事を示した図です。解説もフロー図を用意したので、敢えて長々説明してないのですね。よろしいでしょうか。それでは4ページの(保全・育成プランの作成等)についてです。条文は赤字のところリーダー会議でこうした方が良いのではないかと話っております。第19条市長は、「推進会議と連携し」という文言を敢えて入れました。「自然」は「みどり」に直し、「保全」という言葉を入れました。ここでは「推進会議と連携し」というのが足りない部分として出てきておりますが、これはリーダー会議で、第2項で審議会の意見を聞くけれども、推進会議との関わり合いは必要ないのかという議論になって、「推進会議と連携し」という文言を入れる事としたと記憶しております。それから</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>第3項を削除した理由は第1項を「実施計画を策定しなければなりません」から「実施計画を策定し、これを実施しなければなりません」と変更したことにより、第3項の「必要な措置を執らなければなりません」という内容が第1項に含まれるかたちになりましたので削除しました。それから第2項「その地区の住民」を「関係する市民等」にしたのは、その地区だけに特定するのではなく、幅広く関係する人々と協議をするということにしました。何かご意見ありますか。市民目線や団体の代表としての見地からでもよろしいですので、何かお気づきの事があったらおっしゃって下さい。よろしいでしょうか。事務局第19条の解説を読んでいただけますか。</p> <p>事務局： 【解説】第19条 保全・育成プランの策定等 市長は、推進会議と連携し、指定された景観・みどり遺産を保全・育成するためのプランを策定し、このプランを実施しなければならないことを定めています。 保全・育成には、関係する市民等の財産権等に配慮しなければなりません。また、一方では、これらの市民等の協力も必要なものとなるので、プランの策定にあたっては、関係する市民等と協議するとともに、審議会の意見を聞かなければなりません。</p> <p>会長： 個人の財産権を侵害する恐れもあるので、そこは配慮する必要があり、また、市民等に協力をお願いする必要があるということですね。また、ここではプランを策定するだけでなく、実施しなければならないとなっています。よろしいでしょうか。次に第20条（行為等の届出）です。ここもまず「自然」が「みどり」に変わっています。事務局解説を読んで下さい。</p> <p>事務局： 【解説】第20条 行為等の届出 景観・みどり遺産区域内で行う行為が、景観・みどり遺産に影響を及ぼすかどうか判断するために、事前に届出が必要であることを定めています また、届出行為に変更がある場合や届出行為が完了したときなどにも、届出をしなければなりません。 なお、国等が行う事業は必ずしも届出は要りませんが、第11条の規定にあるように、市長は、必要があると認めるときは、景観・みどりづくりについて協力を要請しなければなりません。</p> <p>会長： まず、先程の資料第1章第11条の解説を見てください。国のやる事（事業）ですから従わなければならないのかもしれませんが、我々地方住民の声も聞いて下さい、という事で我々も要請することができるというのが第11条です。一応この条文の内容については、前の会議の中でお話ししていたかと思います。内容については変わっていませんので、これでよろしいでしょうか。次は5ページの第21条（届出審査）です。ここは、赤字の部分「特別な理由がある場合を除き、届出を受理した日から起算して30日以内に」が加わったという事ですね。当初この部分はなかったのですね。30日という日数は一般的だそうですね。特別な理由がある場合を除きという、これがなかったら困る場合があるということです。それでは事務局解説を読んで下さい。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>事務局： 【解説】第21条 届出審査 市長は、景観・みどり遺産区域内において行為等の届出をした人に対して、別に定める基準に基づき審査し、その行為が適合か不適合かの通知をしなければならないことを定めています。 なお、審査基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意見を聴かなければなりません。また、規則で定める規模以上の内容の行為等に対する審査の扱いについては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければなりません。</p> <p>会長： 第3項の「審査基準」の「審査」の文言は削除しましたよね。でも解説ではまだ「審査基準」となっていたのですね。「別に定める基準」という言葉が他の項目でもいっぱい出てくるのですね。「審査基準」であったり「基準」であったりしたので、「基準」という言葉に統一した方が良いという事で、条文の「審査」という言葉を削除しているのですね。ですから解説の方も「基準を定めるときは」でよろしいですね。第1項の「届出審査基準」も「基準」と訂正されております。よろしいでしょうか。次は第22条（助言、指導又は勧告）です。事務局解説を読んで下さい。</p> <p>事務局： 【解説】第22条 助言、指導又は勧告 市長は、第21条第1項に定める不適合の通知をする場合は、届出をした人に対し、基準に沿うような行為となるように、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告ができることを定めています。</p> <p>会長： よろしいですね。次は6ページ第2節第23条（モデル地区の認定等）です。まずここでは、「景観・緑化モデル地区」を「景観・みどりモデル地区」と直しました。それから第8項を「市長は、モデル地区の整備のため、必要に応じ、助言や助成を行うことができます。」としました。修正前は「市長は、モデル地区を保全・育成するために、整備や改善など必要な措置を執らなければなりません。」でした。このように修正した理由はどうでしたか。</p> <p>B委員： 条例全体に対して、「総合的」とか「必要な措置」という言葉が何回も出てきて、その中身がよくわからない、という話が出てきてもっと具体的に書いた方が良いのではないかという事で、例えば一番要望のある助成について書いていく必要があるのではないかと思います。ここに助成という言葉がないとなかなか予算が組めないのではないかと思います。</p> <p>会長： 「必要な措置」という部分が、今言われたように、具体的にどういうものか不明瞭だったので、具体的に「モデル地区の整備のため、必要に応じ、助言や助成を行う」と我々の思いを入れたのですね。それでは、事務局解説をお願いします。</p> <p>事務局： 【解説】第23条 モデル地区の認定等 市長は、市民が主体となって、景観・みどりづくりを重点的に進めていこうとしている地区をモデル地区として認定できることを定めています。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>例えば、特徴的な街並みの形成や、道路沿いに植樹を行い並木道をつくるなどが考えられます。これらによりモデル地区が波及し、より良い景観・みどりが形成されることが期待できます。</p> <p>その手続きとして、市民はモデル地区の認定について推進会議と協議し、それを受け、推進会議は市長に申請します。市長はモデル地区の認定をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴き、モデル地区を認定したときは公表しなければなりません。</p> <p>また、モデル地区の整備のため、市長は必要に応じ技術的助言や助成ができることを定めています。</p> <p>以下はフロー図で示しているとおります。</p> <p>会 長： 市民は推進会議の方に提案して頂いて、推進会議を通して市長に提案して、市長は審議会の意見を聴いて、モデル地区の認定をするという事です。よろしいでしょうか。次は、7ページ第3節眺望ポイントの指定等です。まず、第25条（眺望ゾーンの保持）を削除して、第24条（眺望ポイントの指定等）の第5項に「市民等及び市は、眺望ポイントから望む景観の価値を尊重し、それを保持するよう努めなければなりません。」として加えました。もともと「眺望ゾーン」としていたものを「眺望ポイントから望む景観」として1つの条項にまとめました。それでは事務局解説をお願いします。</p> <p>事 務 局： 【解説】第24条 眺望ポイントの指定等</p> <p>市長は、景観・みどり遺産や他の良好な景観を眺望することができる場所のうち、主要な場所を眺望ポイントとして別に定める基準により指定することができます。</p> <p>推進会議は、眺望ポイントの指定について、自らが市長に提案することはもちろんですが、市民からの提案があった場合は、これを精査し、市長に提案することができます。</p> <p>市長は、これらの提案を受け眺望ポイントとして指定する場合には、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その所有者等の同意を得なければなりません。また指定した際には公表しなければならないということも定めています。</p> <p>市民等及び市は、眺望ポイントから望む景観の価値を尊重し、視界を遮るようなものを造らないよう配慮するなど、それを保持するよう努めなければなりません。</p> <p>以下はフロー図で示しているとおります。</p> <p>会 長： （眺望ポイントについては）別に定める基準を決めることにより固まるかもしれません。このことについては、リーダー会議でも議論しました。市民会議でも議論したと思います。このようにまとめさせてもらってよろしいでしょうか。続きまして8ページ第4節保護樹の指定等第25条 保護樹の指定等に進みます。ここも赤字で修正している部分がありますね。まず第1項が「市長は、景観上優れている等の理由から特に保全する必要があると認められる樹木を別に定める基準により保護樹として指定をすることができます。」と直しました。これは景観上優れた樹木だけではなく、例えば歴史上だとか、地域の人に親しまれている樹木についても、幅広く対象にしましょうという事ではなかつ</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>たでしょうか。</p> <p>事務局： 元々は景観上優れている樹木に対して保護樹として指定する事ができるとしていただのですが、景観上の理由だけではなくて、解説の方にも書いてあるのですが、例えば環境保全上重要な樹木だとか永年市民に親しまれている樹木なども保護樹として指定することが出来るようにするために、こういう文章に直しました。</p> <p>会長： 第1項はそういう事になります。それから第7項ですが、修正部分はただ指定を解除するだけではなくて、指定内容の変更もあるという事ですね。第8項も「指定内容を変更又は指定を解除」というように直しました。それでは事務局解説をお願いいたします。</p> <p>事務局： 【解説】第25条 保護樹の指定等 景観上優れている樹木や環境保全上重要な樹木、永年市民に親しまれている樹木などを保全するための規定で、別に定める基準により保護樹として指定します。 その手続きとして、市民は保護樹の指定について推進会議に提案し、推進会議は保護樹の指定について市長に提案することができます。 市長は指定基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意見を聴かなければならず、保護樹の指定をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その所有者等の同意を得た上で、公表しなければならないことを定めています。 また市長は枯死、滅失等により保護樹としての価値を失ったとき、その他特別の理由があると認めるときは、保護樹の指定内容を変更又は指定を解除することができますが、その際、定められた手続きを執らなければなりません。 手続きについては、フロー図のとおりです。</p> <p>会長： 第1項の部分で景観上だけではなくて、色々な樹木を対象にできるということで、「等」の理由が幅広く解説に書かれています。よろしいでしょうか。続きまして9ページ第26条（行為等の届出及び審査）に進みます。第2項ですが、審査した結果について通知する期間の規定がなかったので、これを入れたという事です。次に第2項、第4項の「届出審査基準」を「基準」としました。それでは事務局解説をお願いします。</p> <p>事務局： 【解説】第26条 行為等の届出及び審査 指定された保護樹を守るため、保護樹に対して制限される行為があり、規則で定める行為を行う人は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならないことを定めています。 市長は、基準を定めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴き、届出をした人に対して、基準に基づき審査した結果について、届出をした日から30日以内に適合又は不適合の通知をしなければなりません。 その結果、市長は不適合の通知をする場合には、届出をした人に対し、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができます。保護樹を譲渡</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>するときは、保有者はその旨を市長に届出しなければなりません。</p>
	<p>会 長： 解説の4行目の「届出審査基準」を「基準」に直して下さい。基本的な内容は何も変わっていないので、よろしいでしょうか。続いては第27条(保全等)になります。これについては、まず第1項を「保護樹の所有者等は、その保護樹の保全に努めなければなりません。」と直しました。「保護樹を保全しなければなりません。」だったのを「保護樹の保全に努めなければなりません」とやわらかい表現にしました。それから第2項を削除しました。それでは事務局解説をお願いいたします。</p>
	<p>事 務 局： 【解説】第27条 保全等 指定された保護樹の所有者等は、この保護樹を健全な状態で保全するよう努めなければならないことを定めています。 市長は保護樹の保全について、所有者等が何らかの理由で保護樹の保全を出来ない場合は、その保全のため必要な措置を執らなければなりません。</p>
	<p>会 長： よろしいでしょうか。それでは続いて10ページ第28条(景観・みどりプランの策定等)です。まずはここでも「緑化」を「みどり」と直しています。それから第2項を削除しています。これは第1項に「策定し、これを実施しなければなりません。」とあり、第2項はこれに含まれるものであるから第2項を削除しました。それでは事務局解説をお願いいたします。</p>
	<p>事 務 局： 【解説】第28条 景観・みどりプランの策定等 市長は、景観・みどりづくりを推進する活動を行う推進会議と連携して、この条例及び基本計画に基づいた景観・みどりプランを策定し、これを実施しなければならないことを定めています。</p>
	<p>会 長： よろしいでしょうか。それでは、第6節「みどりの保全・育成等」、第29条ですね。ここは、解説が非常に詳しく出ております。では、事務局よろしいでしょうか。</p> <p>事 務 局： 【解説】第29条 みどりの保全・育成等 私たち人間の生存はみどりの存在なしにはありえません。みどりは私たちの日常に下記のようなさまざまな物理的、精神的恩恵をもたらしてくれます。 【みどりの主な機能】 ①心理的な効果：私たちはみどりの景観を目にしたり、その中に身を置くことで安らぎを感じ、癒されたりします。また、みどりのなかで行うさまざまなレクリエーションは明日への活力になります。 ②大気や水の浄化：光合成によって二酸化炭素を吸収し酸素を供給します。また、緑のダムとして水循環を安定させ、水を浄化します。 ③自然災害防止：治山、治水に代表されるように山崩れや洪水を防ぎます。また、防風、防潮、延焼を防ぐなどの効果もあります。 ④生産物の供給：農産物、木の実や果実、山菜やきのこ、木材や紙の原料など食糧や原材料をもたらします。また、「魚つき林」として海産物を豊富にしま</p>

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>す。</p> <p>⑤文化的な効果：みどりは情操を育てる場や教育の場となります。絵画や音楽、詩などの題材となり芸術も生まれます。また、信仰の対象となることもあります。</p> <p>⑥気象緩和：みどりは地面を覆うことで直射日光による地温の上昇を緩和したり、気温の変化を緩和します。また、蒸散によって水分を放出し湿度調整の役割を果たします。</p> <p>このように色々な面で私たちを支えてくれるみどりの機能を認識するとともに、効果的に機能するようにみどりを守り育て新たにつくりださなければなりません。</p> <p>みどりの生育に欠かせない水・大気・土壌を良好な状態に保つことが豊かなみどりを育てます。</p> <p>企業の生産活動はもちろんのこと、私たち一人一人が日常生活で水・大気・土壌に負荷をかけないように配慮することが大切です。</p> <p>会 長：非常に詳しく説明をしていますね。</p> <p>(A委員到着)</p> <p>会 長：⑤文化的な効果の中に信仰というのが入っていますが、どうでしょうか。</p> <p>G 委員：色々誤解されるかもしれないので、入れないほうがいいかもしれない。</p> <p>会 長：入れないほうがいいのではないかという意見が出ました。</p> <p>F 委員：その信仰はね、特にそれは過激な宗教とかそういうことではないのであって、山とかみどりに対する感謝の気持ちというか、そういうものの表れだと思うのです。それと、文化には民話とか伝説だとか、そういうものがありますよね。北海道の先住民であるアイヌの話では、カムイヌプリなんていうのも、神様という意味なのでしょう。いろいろなアイヌ語の中には、みどりとか自然に対して崇める気持ちから、そういう言葉があるから、詳しくはわかりませんが、A委員なら詳しいことわかるでしょう。</p> <p>A 委員：私、信仰のことを言った記憶が全くないのですけれども、言ったのでしょうか。</p> <p>B 委員：A委員は、第29条の第1項と第2項を提案されたんです。</p> <p>F 委員：そうですね、「大地」という言葉にこだわった発言をされていたと思います。</p> <p>B 委員：それに対して、リーダー会議の中で解説を考えたのが、この解説文です。</p> <p>A 委員：そうなのですか。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>B 委員： だから、この解説文で、A委員が提案されたお気持ちが、説明されているかどうかです。</p> <p>A 委員： 来たばかりなので、ちょっとまだわからないので、先に進めてもらっていいでしょうか。</p> <p>会 長： もし思い出したら言ってください。F委員のおっしゃったことも入っていいのかなと感じますけれどもね。</p> <p>F 委員： 山とかみどりを崇めるという意味の信仰になるのでしょうかね。</p> <p>会 長： 文化の中に、そういう言葉を入れてもいいのではないかと思います。他に表現はないですかね。</p> <p>G 委員：「自然信仰」とか。ちょっと何か言葉を加えないと、信仰イコール宗教みたいに受け取られる恐れがあります。</p> <p>F 委員： だから、信仰だけではなくて違う言葉もつながれば、柔らかくなるかもしれませんね。</p> <p>A 委員： 要するに、敬いの対象ですよ。日本人だけではなくて世界各地でやはり大河とかいろいろな山だとか、それはやはり信仰でしたよね。一神教ではなくて多神教がもともとの流れですよ。</p> <p>会 長： 自然信仰、もしくは別ななにか言い方がないかということで。こここのところはそれぐらいでしょうかね。非常にわかりやすく皆さんに伝わっているかなと。</p> <p>F 委員： すごくいい解説だと思っています。</p> <p>会 長： 「民話・童話」というのがここに入るといいのではないかということと、この「信仰」のところを、別な言い方なのか、自然信仰というような意味合いのものを考えていただくということで。何か思いついたら言ってください。では次に、11ページ第30条です。解説をお願いします。</p> <p>事務局： 【解説】第30条 在来植物の保全等 「在来種」とは本来その地域に生息している種をいいます。登別には人が生活するようになるずっと前から生息しているたくさんの「在来種」があります。それらは自らの長い歴史のなかで登別の環境に適応してきました。また、「在来種」の間でお互いの関係を築いてきました。 登別の「在来種」が持つ遺伝子、そして「在来種」同士がつくる生態系、その生態系から生まれる景観、これらは登別の特徴を持つ多様な生物から成すものです。これによって登別の良好な景観と豊かなみどりは形成されます。 逆に、「外来種」とは本来その地域に生息しない種で、人間が人工的に持ち</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>込んだ種をいいます。</p> <p>現在、オオハンゴウソウやアライグマなどの「外来種」が人の管理を離れて、自然界に生息するようになり、登別本来の自然が変わりつつあります。私たちの何気ない行為が自然に悪影響を与えることにつながります。「外来種」をきちんと管理することで「在来種」への影響を防ぐようにしなければなりません。緑化においては「在来種」による緑化に配慮し、「外来種」導入には細心の注意を払うとともに、自然界へ拡散させてはなりません。</p> <p>※参考</p> <p>生物多様性の保全は世界各国で取り組まれている課題です。国連加盟国の190数ヶ国が「生物多様性条約」に加盟し、独自の「生物多様性国家戦略」を策定・実行しています。我が国も1993年、この国際条約を締結しました。1995年には最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまでに4度の見直しを行っています。国家戦略のなかで「生物多様性の4つの危機」にふれ、第3の危機として「外来種」による危機について述べています。</p> <p>それによると外来種が「地域固有の生物相や生態系を改変し、大きな脅威となっています」とし、「外来種ブラックリスト」の作成や「外来種被害防止行動計画」を策定推進するとしています。法律も2005年「外来生物法」2008年「生物多様性基本法」が整備され施行されています。北海道においても、2010年「北海道ブルーリスト2010」、2013年「生物多様性保全条例」を整備し「外来種」の問題に取り組んでいるところです。</p> <p>会 長： 非常に詳しく説明しています。ここがこの度の登別の景観・緑化条例のポイントの1つだろうと。在来植物を守りましょう、配慮しましょうということですね。それと、世の中でどんな動きがあるのだろうということも参考までに書いてありますし。「在来種」、「外来種」というのも、どういうものなのかなというものが、これでわかると思います。</p> <p>B 委員： 解説の6行目なのですけれども、「から生まれる景観、これらは登別の特徴を持つ多様な生物から成す」ではなくて「成る」ですね。それから8行目、「逆に、『外来種』とは本来その地域に生息しない種で、」次のところです、「人間が人工的に持ち込んだ」というところを、「人為的に持ち込まれた」というふうに直したいのです。</p> <p>F 委員： 「人工的」は変ですね。</p> <p>B 委員： それから、条文の中の「在来植物は、生物の多様性を確保」、この確保がどうも引っかかっているのです。多様性を維持するとか、逆に高めるとか。生物の多様性を確保という表現はあまり聞いたことがないもので。もっと、ひよっとしたらいい表現があるのではないかという気がしています。いい表現があったら、直したほうがいいかなとは思っています。調べてみないとわからないですけれども。</p> <p>会 長： じゃあ、ちょっと調べていただいて、いいと思われるものがあれば直しましょう。A委員もよろしいでしょうか。ここはやはりいちばん、今回の条例の中</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>で登別らしいポイントのひとつで、A委員の思いもこれに含まれているのではないかと思います。解説で非常によく説明していただいていますね。世の中はこんな風になっているのだと初めてこれを見て思うのではないかと思います。世界でもこうなって日本でもこうなって北海道でもこうなっているのだということがわかりますよね。最初は物々しいくらいだなと思いましたが、こうしてみると、市としても市民としてもいいことなのかなと思います。よろしいでしょうか。では次に12ページ第31条です。これは、表題の「廃屋等の管理の要請」というのが、意味がどうなのかということで、「景観阻害物件の改善要請」のほうが条文と合わせるといいのではないかとということで、修正してあります。また、条文中、「市長は、」の次に「景観を阻害していると認められる」を追加して、「屋外広告物、空き地及び」を削除して「廃材及び堆積物等」に含めてしまっています。そして、「が、景観を阻害していると認めるときは、そ」を削除し、「景観を阻害していると認められるときは」を先にもってきています。「整備・改善等の」を「改善」にしています。また、第2項「市長は第1項の要請をする場合は、あらかじめ審議会の意見を聴くことができます。」を追加しています。第2項を追加した理由はなんだったのでしょうか。</p> <p>事務局： 所有者にも権利や財産権などいろいろな問題がある場合があるので、改善を要請する場合は慎重にやっていくため、必要に応じて審議会の意見も聴かなければならないということではなかったのでしょうか。</p> <p>会長： 市長の一方向的な判断ではなくて審議会を設けたというのは、そういう理由で追加したということですね。加えて、条文中の「屋外広告物」や「空き地」を削除しシンプルにしました。たとえば屋外広告物ということでは、廃材及び堆積物等の中に含まれているということです。空き地にもいろいろな空き地があって、管理されているものもあれば草ぼうぼうのものもある。そういったものも廃屋、廃材及び堆積物等に含めるということで削除しました。「その物件の所有者に対して整備・改善」の「整備」を削除しました。そして第2項を追加しました。よろしいでしょうか。それでは、解説について、事務局からお願いします。</p> <p>事務局： 【解説】第31条 景観阻害物件の改善要請等 市長は、景観を阻害していると認められる廃屋、堆積物及び堆積物等の物件の所有者等に対し、改善の措置を執るよう要請することができることを定めています。 この規定により、個人所有の物件であっても、市長はその所有者等に対して、改善するよう要請を行うことができます。 解説中、「堆積物及び堆積物等の物件」は、「廃材及び堆積物等の物件」の誤りです。</p> <p>会長： よろしいでしょうか。では次に、第4章活動支援等、第32条です。まず表題の「景観・緑化推進団体」を「推進団体等」としました。また、条文中、「推進する活動を行う個人や団体等」の「活動を行う」を削除しました。そして、「技術的助言等の」を助成ということも明記したほうがよいということで「助</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>言や助成等の」としました。よろしいでしょうか。それでは、解説を事務局からお願いします。</p> <p>事務局： 【解説】第32条 推進団体等への支援 市長は、景観・みどりづくりを推進する個人や団体に技術的な助言や助成といった活動を推進するために必要な支援を行うことができるということを定めています。</p> <p>会長： 当初は「助言等」だったのですが、はっきり「助成」というのも明記するようになりました。よろしいでしょうか。では次に、第2節第33条です。「推進団体に対する表彰等」とし、表題は、「推進団体に対する表彰」としました。条文は、「市長は、景観・みどりづくりを推進している個人や団体の活動が特に優れていると認められる場合、その個人や団体を表彰することができます。」とし、第2項は、「市長は、表彰する個人や団体の選出にあたって、あらかじめ審議会の意見を聴くことができます。」としています。それでは、この解説について、事務局からお願いします。</p> <p>事務局： 【解説】第33条 推進団体等に対する表彰 市長は、優れた景観・みどりづくり活動を推進している個人や団体を表彰することができるということを定めています。 表彰を行うことにより、さらなる景観・みどりづくりの推進に繋がります。 また、その選出にあたっては、あらかじめ審議会の意見を聴くことができます。</p> <p>会長： よろしいでしょうか。では次に、13ページ（景観・みどりづくり賞等）第34条です。「市長は、景観・みどりづくりに寄与していると認められる優れた建築物等、庭園その他の物件について、その所有者や事業者等を表彰することができます。」第2項は「市長は、表彰にあたって、あらかじめ審議会の意見を聴くことができます。」ここは、「景観形成」を「景観・みどりづくり」としました。それと、「優れた建築物」のほかに、みどりづくりも対象となりますので、その一つの例として「庭園」を追加しました。では、解説を事務局よりお願いします。</p> <p>事務局： 【解説】第34条 景観・みどりづくり賞 市長は、景観・みどりづくりに寄与していると認められる優れた建築物等、庭園、庭木、その他の様々な物件について表彰することができるということを定めています。 また、その表彰にあたっては、あらかじめ審議会の意見を聴くことができます。 表彰の対象となる事業者には、建築物等の設計者や施工者等が想定されません。</p> <p>会長： 「庭園その他の物件」というものを「庭園、庭木、その他の様々な物件」ということで解説しています。また、「所有者や事業者等」に該当するものとし</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>て、「建築物等の設計者や施工者等」が表彰の対象となると想定できるとして います。よろしいでしょうか。では次に、第35条です。これは、「推進団体 等の推薦」ということで、「推進会議は、第33条及び第34条の個人や団体 の推薦を市長にすることができます。」としています。解説もそのとおりです。 よろしいですね。それでは、第3節（市民の参画）第36条（市民参加の推進） 「市長は景観・みどりプランの実現のため、市民が積極的に参加できるよう必 要な措置を講じなければなりません。」「参画」を「参加」にしましたね。そうす ると、上の「第3節 市民の参画」のところはどうでしょうか。</p> <p>B 委員： 第37条のところが参画になりませんか。</p> <p>会 長： 「提案制度」が「参画」に該当するということですか。</p> <p>B 委員： 該当するのではないかと思います。</p> <p>会 長： ということは、第3節の市民の参画は問題ないですね。第36条の解説を先 に読んでもらってもよろしいですか。</p> <p>事務局： 【解説】第36条 市民の参加 市長は、景観・みどりプランの実現のためには、町内会との連携を図るなど、 常に情報を共有し、市民が積極的に参加できるよう必要な措置を講じなければ ならないことを定めています。 また、推進会議は、市民が積極的に参加できるよう、その具体策を市長に提 案することができます。</p> <p>会 長： 第36条では市民の参加ということですか。そして、第37条に「提案制度」 とありますけれども、こちらが「参画」ではないかということですね。第37 条「市民は、推進会議に対して、基本計画及び景観・みどりプランの改正につ いて提案することができます。」第2項「推進会議は、市長に対して、基本計 画及び景観・みどりプランの改正について提案することができます。」第3項 「市長は、前項の提案を受けた場合には、あらかじめ審議会の意見を聴いて必 要な措置を執らなければなりません。」では、事務局より解説をお願いします。</p> <p>事務局： 【解説】第37条 提案制度 推進会議は、基本計画及び景観・みどりプランの改正について、自らが市長 に提案することはもちろんですが、市民からの提案を市長に提案する組織であ ることから、市民から出された様々な意見の中から基本計画及び景観・みどり プランの改正に活かせるような意見を集約する必要があります。 市長は、これらの提案を受けた場合には、あらかじめ審議会の意見を聴いて 必要な措置を執らなければなりません。</p> <p>B 委員： 第3節の「市民の参画」も、これは「参加」でもいいでしょうかね。</p> <p>会 長： 参画というのは、何か議論をしたり企画やフレーム作りをしたりというよう</p>
-----------------------	---

	<p>な意味合いですかね。まあ、それも参加なのでしょうけれども。どちらかという と参加というのは、汗をかくようなイメージが強いのですが。第36条は、 「プラン実現のため市民が参加できるよう・・・」となっていますが、どうで しょうか。</p> <p>B 委員： 参加だとどちらにも該当するのではないのでしょうか。</p> <p>会 長： どちらも参加でよろしいですかね。参画よりも参加のほうが大きい意味合い でしょうか。提案制度も、参加になりますか。</p> <p>B 委員： そういうように解釈はできます。</p> <p>D 委員： （携帯電話で調べる）事業、政策などの計画に加わることを参画といいます。</p> <p>E 委員： この条例でいうところのプランなどの実現のために市民が加わることを参画 といいます。</p> <p>会 長： プランの実現のためということだから、実際に汗をかく方なのですね、これ は参加ということになると思いますが、参画も含めて大きく言うと参加という ことでいいのでしょうか。第3節の表題は「市民の参加」で。</p> <p>F 委員： 市民が気軽に協力できるという意味では、参加のほうが良い感じはするけれ ども、今携帯で調べた結果だと、参画は企画立案とかをするという意味でも のね。何か気軽にできるといったら、参加のほうが良いのではないのでしょうか。</p> <p>会 長： 第3節は「市民の参加」、第36条の表題は「市民参加の推進」、そして、そ の中の「提案制度」ということでよろしいのでしょうか。フロー図もこれでよ ろしいのでしょうか。そして、第5章の雑則が「この条例の施行に関し必要な事項 は、市長が別に定めます。」ということで、解説もこのとおりです。よろしい のでしょうか。</p> <p>B 委員： 第38条の解説の「定めた規定です。」の修正を忘れていましたね。</p> <p>会 長： 解説の「本条は、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるこ とができることを定めた規定です。」の最後ですね。「規定です」というのをや めたのでしたね。「定めた規定」だと、2重の表現になってしまうので、ここ は「定めています」に修正ですね。それでは、これで一通り終わったのですが、 大切なところが残っておりまして、第1章の5ページ第3条、基本理念の第5 項です。解説も含めてB委員説明よろしいのでしょうか。まず本文を読んでくだ さい。</p> <p>B 委員： （基本理念）第3条第5項の条文を読みます。「良好な景観と豊かなみど りは、多様な生物が生息する自然環境によってもたらされることから、この自然 環境を損なわないよう守り育て、つくらなければなりません。」それで、ここ</p>
--	---

の意味なのですけれども、述語のほうですね、「守り育て、つくらなければなりません。」これは、何を守り育て、つくらなければならないか、というところで2つの解釈ができるのですけれども。1つは、「良好な景観と豊かなみどり」を守り育て、つくらなければなりません。そしてもう1つは、「多様な生物が生息する自然環境」、これを守り育て、つくらなければなりません。この両方にとれるのですよね。それで、我々が基本理念を最初のころに考えたときに、この第5項の意味はどちらだったのかということですね。まああまり、深く議論したような記憶もないのですが、私自身は、「多様な生物が生息する自然環境を、守り育て、つくらなければなりません」、という意味で書いたつもりなのですよね。ですから皆さんもそういう理解なのだ。皆さんもそれで合意してくれているのだということですからずっときていたのですけれども、リーダー会議の中で、上の文章（第1項から第4項まで）と、主語と述語の配置がほとんど同じなので、その上のほうの文章と同じように解釈すると、ここは、「良好な景観と豊かなみどり」を、守り育て、つくらなければなりません、というように理解するのが、上からの流れでいけば当然であろうということなのですよ。

会 長： 解説はちなみに、どちらの意味でしょうか。

B 委員： 解説は、私の思惑とは別なほうの、上の文章（第1項から第4項）と同様に、「良好な景観と豊かなみどり」を、守り育てるとなっています。

F 委員： あの、この間もずいぶんこの話をしたのですが、「多様な生物が生息する自然環境によってもたらされる」というのを「多様な生物が生息する自然環境を生み出すものであるから、この自然環境を損なわないように守り育てる」とはならないでしょうか。やはり、「多様な生物が生息する自然環境」によって、「この良好な景観と豊かなみどりがつくりだされる」のですか。それでこの、ちょっと逆説的に、「良好な景観と豊かなみどりは、多様な生物が生息する自然環境を生み出すものであるから」、という、そういう文言にするとやはり変なのでしょうか。

B 委員： 良好な景観と豊かなみどりが、多様な生物が生息する自然環境を生み出すということですか。

F 委員： はい。「生み出すことから、この自然環境を損なわないように～」という、言葉としては通ずるのですが。やはり、そこは納得できませんか。どうでしょうか。この「多様な生物が生息する自然環境」が、やはり「良好な景観と豊かなみどり」を形成しているということなのですね。

B 委員： 私の書いた意味合いは、そういう意味合いです。

F 委員： そうすると、この、「多様な生物が生息する自然環境によって、良好な景観と豊かなみどりがつくられるのであるから、～」というようにすると前の文と語呂が合わなくなりますね。ずっと、「良好な景観と豊かなみどりは～」とき

ているので、ここで語呂が合わなくなるということなのですね。

B 委員： まあ、語呂は合わせる必要はないと思うのですが。まあ、もともと、景観とみどりをごちゃ混ぜにして、くっつけて理念を考えたという、私のミスもありますけれども。

F 委員： これは、建物とかそういう人工のものではなくて、自然の景観ですよ。

B 委員： そうですね。

F 委員： ここだけ言葉を入れ替えていくと、上手く「損なわない」というところにつながる気がするのですが。これ、専門的なものも入っているので、前回は2つに分けるといような話もされていましてよね、この第5項を。そんな話もされませんでしたか……。定かでないので進めてください。

A 委員： 私も、送っていただいた資料を読むと、その場になかったのですが、要するにこの第5項で言いたいのは、多様な生物を尊重、大事にしていくということ表現するということですよ。

B 委員： そういう合意があったのではないかと個人的には思っているのですが。

A 委員： 私、最初の会議のときに、真っ先に挙げたのはやはり、生物多様性についてでした。国家戦略にもなっていますし、今、林野庁でも最も重要な案件の一つとして挙げているのが、実はこの生物多様性なのです。これまではそうではなかったのですがね。ですから、そこまで国を挙げて取り組んでいることなので、ここで引っかかって悩むような文章ではない、大変な仕事だと思うのです。この間の別の会議もそれで大変に時間を使っていたので、みんなにわかるような形で、大変な作業だと思うのですが、この条文を反故してやり直すことはできないのでしょうか。

B 委員： やはり、理念ですから、基本的な考えですから、その理念をどれにするかですよ。要するに、「生物多様性を大事にしないよ」という理念にするのか、もう1つの「生物多様性を損なわないように景観とみどりづくりをしないよ」にするか、どちらかなのですよね。この文章の流れでいけば、「損なわないように景観とみどりづくりをしないよ」という解釈の文になるのですよね。だからそうなる、以前、合意を得ていたものとは違うのかなとは思いますが。まあ、はっきり合意があったというのもよくわからないのですが。

会 長： この基本理念を作るにあたって、これ（基本理念の原案）はB委員とI委員と2人の意見を合体した形でこういうようになったのですよね。これが、登別らしいということ（登別らしい条例の基本理念であるということ）を認識していました。そして「良好な景観と豊かなみどり」がそれぞれ最初にきているか

らこうなったのですけれども、そういう意味合いだとしたら、表現が違うのではないかと思うのですよね。そうすると、今言ったように第1項～第4項まできていて第5項だけ違うというわけにはいかないから、第6項にするのか最初にもってくるのかという話も、リーダー会議の中ではさせてもらったのですけれども。はっきり謳うのであれば、言葉がどちらにかかっているのかという。それによって全然違う意味になると思うのですけれども。「良好な景観と豊かなみどり」にかけるのか、「自然環境を損なわない」というほうにかけるのか、ということですね。

E 委員： たぶん合わせたのでしょうかね。

会 長： はい。合わさっているのですよ。僕自身もまだ理解できていないのですが、どちらにもかかっているのではないかなど。どういようにとるかですね。今までやってきた議論の中では、登別らしいということであれば、生態系だとか多様な生物だとかという話の中にこれが盛り込まれたので、やはり自然環境が大事なのかなど。でもそれだと、表現が違うのですよね。

事務局： 何回も議論をしているのですけれども、まずですね、「良好な景観と豊かなみどりは、多様な生物が生息する自然環境によってもたらされる」、ここまではいいのですよね、皆さん。条文の解釈というのは。

F 委員： ええ、そうですね。そこまではいいと思います。

事務局： そうですね。だから、多様な生物が生息する自然環境を、損なわないというか自然環境を守っていかなければならないのですよというような解釈にするか、あるいは、先ほどからB委員が言っているように、もう1つの解釈としては良好な景観と豊かなみどりづくりを推進するにあたっては、自然環境を損なわないようにしていくのか、という2つだと思うのですよね。たとえば後のほうで言ったものに関しては、豊かなみどりづくりを進めるにあたって、極端な話ですけれども、外来種とかを植えて豊かなみどりづくりをするというのは、自然環境を損ねることになりますよね。多様な自然環境を崩すことになってしまうので、そういうことをしないように配慮していかなければならないというような解釈にするというのか、どちらの解釈でこの条文を捉えるのかということだと思うのですよね。単純に、自然環境を守りましょうというのか、それとも、良好な景観と豊かなみどりづくりを推進するにあたっては、自然環境を壊さないようにしましょう、自然環境に配慮して進めていきたいと思いますのか、どちらの捉え方をするのかということなんです。

会 長： そうなるとその微妙な表現の違いを理解するのが難しいです。
「良好な景観と豊かなみどり」と「多様な生物が生息する自然環境」はイコールではないのですよね。

A 委員： 私、最初送られてきた資料を読んだときに、単純なですけど、B委員のように深く考えてなかったのですよ。私の単純な解釈は、生物多様な自然環境を

損なわないようにするのだなというように取ったのですよね。それで、いろんなやりとりがありますよね。B委員の言ったことに対して会長が悩むとか、悩まなきゃならないってくらい深いものなのだなと思いました。2つのことにかかるということが、読むうちにわかってきました。

会 長： 皆さんが同じ認識で捉えていけばいいのですけれども、微妙に違っていて、話せば話すほどわからなくなってきました。「多様な生物が生息する自然環境」というのが、イコール「良好な景観と豊かなみどり」ではない、要はさっき言ったように、壊すこともあるので、壊さないように良好な景観と豊かなみどりを守り育てつくらなければならないということですよ。それをこの条文で表現したときに、その違いが微妙に伝わらないというか。まあ、はっきり「自然環境」かあるいは、「良好な景観と豊かなみどり」のほうにかかるのかということによっては文章が変わるのかなというのはわかるのですけれども。この微妙な表現の違いが難しいです。でも、当初言っていた部分は、たぶんB委員なりA委員が言っていることなのかなと。それがどういうことで表現されるのかなというところがちょっと、その違いを言われるとわからないのですが、いちばん最初に各グループでいろいろ話をしたときに、生物多様性だとか在来種だとかといった話が出てきて、それをぜひ入れましょうということになったと思うのですよね。

A 委員： この基本理念が、必ず冒頭に「良好な景観と豊かなみどりは～」と、これはもう、動かすことはできないのですよね。このフレーズというのは。

会 長： それは皆さんの議論で。いかがでしょうか。

E 委員： まあ、何回か議論を重ねてこういう結果になったのだから、あえてここで変更する必要はないのではないのでしょうか。今のままでいったほうがいいのではないのでしょうか。元に戻らない方がいいと思うのです。

A 委員： 「多様な生物」というのを、どうやってより強く活かすかという、それを考えるということですよ。

E 委員： 2つに係るというのではいけないのでしょうか。

F 委員： 第1項から第6項まではずっと、「良好な景観と豊かなみどり」をどうやって保全するかというか、作り出すかということだから、「この自然環境」の「この」が何を指すかというのが問題なんでしょう。

B 委員： 「この自然環境」は、「多様な生物が生息する」ですね。

F 委員： でしょう。それで、その形ではやはりだめでしょうか。「多様な生物が生息する自然環境を損なわないように」という形にとってはだめなんでしょうか。

B 委員： いや、そんなことはないです。

F 委員： それでいいような気がするのですが。「良好な景観と豊かなみどり」、それぞれ、この項では何が大事か、という形ですべてきているから、この「多様な生物が生息する自然環境」を損なわないようにということでもいいような気がするのですが。

E 委員： 解説のほうをそういう表現にすると問題ないのではないかと思いますのですが。

G 委員： 要するに、景観とみどりを大切にしましょうと、それを説明したり形容したりしているのでしょうか。どのような、みどりだったり景観だったりを、単純な言葉をいろいろ付け加えて。

B 委員： 第1項第2項第3項第4項ときているのは、景観とみどりづくりにおいて、こういうようにしなさいよ、ということなのですね。だから、当然第5項も、景観とみどりづくりについて、こういうようにしなさいよ、という文章の流れなのですね。

G 委員： あっさり書いたほうがいいのだけれども、なんだかちょっとくどいというか。もう、いろいろ形容しすぎると思います。形容したり説明したりで、そういうものが多すぎるので、本当は多い方がいいのですけれどもね。どのようなとか、なぜですかとか、いろいろ聞かれたら、それに付け加えてこのような形になってしまうと思うのですよね。いろいろな人の意見とか、思いとかそういうものを入れると。だから、もっとわかりやすくしたほうがいいと思います。

会 長： 最初の思いは、この理念の文章では表現できていませんね。解説でそれを説明すれば問題ないですか。

B 委員： どうなのだろうね、この2つの意味を、この条文はこのままで、2つの意味を解説の中でこういうことですよというように書いた場合、その解説が法の解釈で有効になるのでしょうか。

事務局： 条文ではっきりさせる必要があると思います。

G 委員： 2つの意味というのは、どういう意味ですか。単純に、どういう2つの意味があるのですか。

B 委員： 2つの意味は、ですから、生物多様性、多様な生物からなる自然環境を大事にしましょうというのが1つ。それでもう1つは、その生物多様性の自然を壊さないように景観とみどりづくりをやりましょうというのが2つ目です。

G 委員： だから2つに分けると、それで問題なしですね。

B 委員： 分けて2つとも理念にするということですか。

	<p>G 委員： 1つの意味だったら1つの条項でいいが、2つ意味があるのだったら2つ必要ではないかと思います。</p> <p>B 委員： 今、最初からの議論で言えば、意味は1つなのですよね。</p> <p>G 委員： ただ単純に、みどりと景観を守ろうというだけでしょ。</p> <p>B 委員： いや、最初の議論は、多様な生物からなる自然環境を守りましょうというのが、おそらく最初の合意だったと思います。</p> <p>G 委員： 生物というのはね、植物も生物だけれどもね、他の動物も含めてのものですか。</p> <p>B 委員： そうですね。</p> <p>G 委員： それは環境の分野に入ってしまうから、みどりと景観という、本当に範囲を狭めているから、動くものは省いて、単純に、今はみどりと景観だから。</p> <p>B 委員： 今の時代はそうでもないのですよね。生物多様性については、いろいろなところで顔を出しているのですけれども。というのは、生物多様性というものが、我々の生活のいろいろな場面で非常に密接していますので、これが環境問題に関わらず、いろいろなところで論じられているのですよね。ですから、ここで生物多様性を、ちょっと広げすぎではないかというのは、今の世の中では、そうでもないというふうに言えるのですよね。</p> <p>G 委員： 私、最初この会議に参加したのは、ちょっと勘違いをしましてね、環境も含めてということでいちばん最初に皆さんとお話をしたときに、環境だったら、私けっこう好きな分野だからということで参加したのですけれども。ですので、B委員が言われるとおりということであれば、だいぶ違ってきているのではないかなと思うのですけれども。</p> <p>会 長： 話の中では、生物が影響するという話はしていますね。本当、微妙なところで、この条例もあちこち他の分野の条例とかみ合ってきています。</p> <p>D 委員： もう最終段階に入っていて、今ごろ基本理念を持ち出されても困ると思うのですけれども。逆に、戻したほうが早いと思います。</p> <p>会 長： 議論をしている途中で、非常にはっきりしないところがあったので、それで、後にもってきてしまったのは申し訳なかったです。</p> <p>E 委員： 私もそう思います。2年もやって、決めてきているのではないかなと私思っていたものですから、なぜまた理念に戻るのかなと。それであれば、もっと先にやるべきだったと思うのです。まず、最初にこういう意図でやりたかったというものがあれば、それに直せば良いのではないのでしょうか。最初の部分は、</p>
--	--

	<p>私も参加していないのですが、その部分に戻ってしまっているという形なのであれば、最初に決めたときのことで、こういう方向に行こうということが決まっていたのであれば、そういうような文章にすれば良いのではないですか。</p> <p>G 委員： まあ、振り返ってみたら、このようなことに気が付いたということで、後であろうと先であろうと気が付いたということではないですか。</p> <p>E 委員： だからたぶんこういうような文章があるから、先ほどの条例ができていたのだらうなあと、私は思いました。でも、わざわざまたちょっと理念に戻るとするのは、先にこれを訴えたいということがあったのであれば、それを最初にいた方で考えていただいたほうが良いのではないのでしょうか。</p> <p>G 委員： 今日解説していただいて、理解できたこともあるから・・・。</p> <p>B 委員： 多様な生物が生息する自然環境を、大切にしましょうねという理念でいくとすれば、これは文章を変えるのは簡単なのですよね。要するに、第5項の2行目ですね、この自然環境を「損なわないよう」、これを取ってしまって、「この自然環境を守り育て、つくらなければなりません。」というようにすれば、合意があったと思われる理念どおりの解釈ができるのかなと思います。あるいは、「この自然環境を損なわないようにしなければならない」、そういうようにすれば、問題ないのかなと思います。</p> <p>会 長： 解説はどうでしょうか。</p> <p>B 委員： 解説は、これはちょっと変わるのではないのでしょうか。</p> <p>E 委員： 今の意図で解説を作ってもらえればよいと。それが、今の主旨であるとわかったので、そこに合わせて解説を作ってもらえればよいと思います。</p> <p>B 委員： 解説の後半の部分が変わるかなと思います。</p> <p>会 長： では、それを、直すということでもいいですね。少々、話していない方もいたり戻ったり申し訳なかったのですが、自然環境という部分についての想いをここにしっかり入れるということで。字面は同じになっていますけれども、最後の部分を直すと、それでよいということですね。それに対する解説を入れるということで、よろしいでしょうか。それで、いちおうこれで全部終わったことになりますね。それを1回、事務局のほうから製本というか出していただいて、それをこうなりましたよというのを確認して、いよいよ市長に提言することですね。よろしいでしょうか。長い間、ありがとうございました。</p> <p>A 委員： 私しばらくこの会議に出られなかったのですが、すでに決められたことになったかもしれないのですが、みどりの解釈ですね。この定義づけというのはどうなりましたでしょうか。「みどり」というのは、その人その人で解釈がすごく違うのですよ。芝生のみどりを想像する人もいれば、庭のみどりとか街路</p>
--	---

樹とか森林とか。こう、いろいろな解釈があると思うのですよね。それで、いちばん最初の会議のときは確か、みどりは全部です、ということをおっしゃっていたので、定義づけというのか、それはどこかに盛り込んでありますか。

B 委員： 定義の中にはないですね。

A 委員： それは必要なと思うのです。狭い意味ではなくて全部のみどりが含まれますよという。

F 委員： そのことですがね、資料の10ページ第6節「みどりの保全・育成等」の解説のところでは満足しませんか。【みどりの主な機能】というところでは。これ、あらゆるみどりが入っているような気がするのですが。そうすれば、みどりの、それぞれが考えている以外にもこんなにも広い意味がありますよと。ここで足りないことがあれば付け足すということでは。

A 委員： 出ていますね。

会 長： よろしいでしょうか。貴重な時間をありがとうございました。それでは次回は、出来上がったものをお披露目して、皆さんに見ていただいてということで。

F 委員： あの、1つだけいいですか。大変苦勞されて、各条令と関わってフロー図というものが書かれているのですが、条文の中には、「～その変更または解除をすることができます」というものがありますよね。だから、フロー図では、「指定できる」とか、「認定できる」とか書いてある中にね、この、変更とか解除というのも入れたら変ですか。指定もできるけれども、変更や解除もできるというように。

会 長： これだけ見たら、指定しかできないように見えてしまいますものね。

F 委員： フロー図の中に入れると、条項の中身がよくわかるようになる気がします。

会 長： わかりました。それでは、よろしいでしょうか。貴重な時間、長い間ありがとうございました。次回は、皆さんに製本したものをお披露目して見ていただきたいと思います。それでは、ありがとうございました。